

三芳町協働のまちづくり推進計画（案）

に対するご意見と町の考え方について

町民の皆様からご意見を募集したところ、次のとおりご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。

提出されたご意見及びそれに対する町の考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

意見募集案件	（仮称）三芳町協働のまちづくり推進計画（案）	
意見募集期間	平成 19 年 8 月 15 日（水）～平成 19 年 9 月 14 日（金）	
担 当 課	総合政策室 政策推進係 〒354-8555 三芳町大字藤久保 1100-1 TEL 258-0019（内線 422～424）：FAX 274-1055 e-mail seisaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	6 件 3 名	
対 応 状 況	一部修正	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
① 行政サービスは、町民と協働で推進することも大切だが、先ず、行政側の態勢を確立することが先決ではないでしょうか。	本推進計画でも「情報の共有」を協働の前提としておりますが、今後も「三芳町行政改革推進プラン～集中改革プラン～」に基づき、行政の効率化、サービスの向上及び情報の公開に努めて参ります。	町では、「三芳町行政改革推進プラン～集中改革プラン～」に基づき、①組織のスリム化 ②コスト縮減 ③サービス向上 ④情報の公表 等事務の改善に努めております。 行政改革と協働を町政運営の両輪としてまちづくりを推進していくことも重要なことと考えています。

② 住民の直接参加といった意味で「協働」の理念は大賛成ですが、全文を通じて「協働」の意味が説かれてあり、「協働」は意見把握の手法としか読めません。まちづくりらしい構想が見えてこない。三芳町をどのような町にしたいか。要は町発展のコンセプトをどこにおくかということが重要と思考します。 「協働」のまちづくりの最初に位置づけられるのは町の発展の方向、即ちビジョンの提示、続いては広報あわせて国や県の示している方向性との整合があるかと思われる。	「協働」は、まちづくりの手法と捉えています。三芳町のまちづくりの方向性やビジョンは、「三芳町第4次総合振興計画」（平成18年度～平成27年度）に描かれています。	「三芳町第4次総合振興計画」は、「みんながつくる みどり いきいき ぬくもりのまち」を将来像に掲げ、5本の施策の基本方針のもとに分野別に基本計画を定めています。 ご意見にあるとおり、本推進計画は、協働の基本的なあり方を主に定めたものです。つまり、総合振興計画を効果的に達成していくための、まちづくりの「手法」と捉えることができます。 今後、これらの手法により、基本ルールや住民主体のネットワークを構築し、総合振興計画に定める諸施策について、住民と行政が協働で実現していくことが必要であると考えています。
③ （平成19年度の）「まちづくり懇話会」は、夜で、交通事情が悪く、高齢者・サラリーマンには不評でした。	9頁9行目「対象団体や開催場所を工夫しながら」を「対象団体や開催場所・時間等を工夫しながら」に改めます。	平成19年度に実施したまちづくり懇話会を総括し、よりよい情報交流及び意見交換ができるよう努めていきます。

④ 16頁(4)ア「住民モニター」24頁(1)ウ「分析・評価する人」は協まちネットの委員やまちづくり研究報告者等の内部関係者でないほうが住民への説得力があります。(政府の選んだ委員会や社内委員会等は、活用されていない。)	住民モニターや協まちネットメンバーは、公募を基本として、主体的に協働のまちづくりに参加しようとする意志のある住民の方をお願いしていきます。	まちづくり学習会に参加したり、協まちネット（現在は準備会）に公募をしてくる住民の方は、三芳町のまちづくりに主体的に取り組んでいただける方だと考えています。協まちネットメンバーやまちづくり研究員は、公募ですので、町の内部関係者ではありません。 また、まちづくり研究員であったからといって、協まちネットにおいて何らかの特別な取扱いをするということも考えておりません。
⑤ 17頁「Ⅲ 推進組織の結成」とあるが、28頁のイメージ図しかなく組織らしい説明がなく、構成の説明しかなく、人数の割り振りも漠然としています。	協まちネットの組織は、本推進計画において詳細を定めず、今後住民が主体的に決定し、運営していくこととなります。	推進組織のうち行政の組織「三芳町協働推進本部」は、「三芳町行政改革・協働推進本部設置要綱（平成9年三芳町告示第88号）」に基づき、その組織については定まっています（Ⅶ 参考資料参照）。しかし、協まちネットは、住民・地域コミュニティ・既存のボランティア団体・サークル団体・NPO・民間企業等多様な主体が、連携・協力してまちづくりを実践していくためのネットワークですので、その組織については、「Ⅵ まとめ」でも述べましたとおり、行政主導ではなく今後住民が主体となって考えていく必要があるものと捉え、本推進計画では、そのイメージを描くだけとしました。

⑥ 25頁(2)ウ「住民スタッフ」と(3)「参加メンバー」と14頁(3)イ「事業サポーター」と15頁(3)ウ「バンク登録者」4者の組織内での位置付けをわかりやすくご説明下さい。(社会福祉協議会のボランティアセンターの全員を増ししない様に)		「住民スタッフ」は、協まちネットの参加メンバーで組織の核となって動くメンバーのことです。 「事業サポーター」や「バンク登録者」は、協まちネットの会議出席者に限らず、分野ごとにまちづくりの実践をする人であったり、その候補者として登録する人のことをいいます。 協まちネットは、固定した会議体にとどまることなく、既存の活動者や登録制度とリンクしたネットワークに育つこと想定しています。従って、既存の活動を豊かにすることはあっても、活動の自由を拘束するものではありません。
--	--	---

以下のご意見等は、本案件に対してのパブリック・コメントとして、取扱うことができませんが、町の考え方等を公表いたします。

提出された意見等	対応方針	町の考え方
「協働のまちづくり住民ネットワークの準備会」のメンバーの性別・年齢・地域・職業を公表すること。なお、行政連絡区からの選任者も人数と背景を公表すること。これは個人情報の開示とは何ら関係のないことですので。（住民が納得する選定方法を）	応募者全員が準備会メンバーになりましたので、選任はしていません。メンバーの氏名等については、本人が同意した内容について、請求があれば公開します。	今回の募集においては、性別・年齢・職業については問わないものとし、募集用件として情報を収集しておりません。また、公募住民全員を選任したもので、特別な選任方法はありません。 氏名等の公表については、三芳町個人情報保護条例第9条第1項第1号の規定により本人の同意が得られれば、請求に基づき公開します。 なお、行政連絡区等の団体からの選任は一切行いませんでした。
（仮称）三芳町協働のまちづくり条例の「パブリック・コメント手続期間」の各地での開催には、日数の余裕を見て下さい。	パブリック・コメント手続条例に基づき適正に実施します。	パブリック・コメント手続は、町が公表した素案に対して、住民の皆さんが意見を述べる制度です。各地域での説明会等は実施しません。素案の周知は、ホームページ、役場、各公民館等出先機関にて実施します。 期間については、三芳町パブリック・コメント条例第6条第1項の規定により、30日間の期間を設けて実施する予定です。

26頁「行政連絡区毎に構成員を選任する」とありますが、他の公募住民や地域コミュニティとの配分を公平にするために、人員数を公表開示すべきでしょう。25頁(3)の人員構成比率についても同様の考え方をとっていただきたい。	協まちネットの具体的な構成については、地域や分野のバランス等を考慮しながら、準備会で検討します。なお、実際の構成が決定した際には、請求があればいつでも公表します。	協まちネットは、まちづくりに主体的に参加する意志のある公募住民が中心となってネットワークを拡大していくことが基本と考えますが、参加住民の地域・年齢・考え方が偏ったりすることがないように、必要に応じて地域住民や団体・機関の構成員を選任し、地域の隅々までに協働の成果が行き渡り、多くの分野で事業が実施できるよう人員や構成について、配慮していきます。人員数や構成比率については、いつでも公表できる状態にしておきます。
--	--	--